

労災認定事例一覧表

お怪我された方	お怪我の内容	給付内容	ご感想
製造業を営む代表者様の労災事例です。	工場内で鉄板に足を乗せたところ、鉄積がくずれ左足を骨折されたもの。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒54,750円 ◎医療費⇒労災から全額補償 ◎休業給付金⇒労災から1,200,000円を受給 (休業60日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%) <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒28,114円 ◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒300,000円を受け取り(給付基礎日額の20%) 	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が54,750円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として1,200,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も28,114円とわずかな金額で休業共済金30,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
製造業を営む代表者様の労災事例です。	プレス機にて金型の取り付け作業中に誤って作動させてしまい、左手親指を挟み骨折	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒22,812円 ◎医療費⇒労災から全額補償 ◎休業給付金⇒労災から1,200,000円を受給 (休業60日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%) <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒3,604円 ◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒300,000円を受け取り(給付基礎日額の20%) 	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が22,812円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として1,200,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も3,604円とわずかな金額で休業共済金30,000円を受け取ることができました。</p> <p>特別加入の場合、労働と異なり役員報酬をカットしなくても休業補償休業共済金を受けとることができ、しかも全額非課税です。補償の内容とともに、労働保険料・共済掛金は、全額経費として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
outsourcing	トラックの荷台から落ちてきた荷物が左足にあたり、骨折してしまったもの。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料……82,125円 ●医療費……労災から全額補償 ●休業給付金……労災から1,000,000円を受給 (休業50日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%) <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●みらいふ労災共済の特別加入基礎日額25,000円の年間掛金……20,421円 ●みらいふ労災共済からの休業共済……250,000円を受け取り(給付基礎日額の20%) 	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料82,125円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として1,000,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛け金も年額20,421円とわずかな金額で休業共済金250,000円を受け取ることができました。</p> <p>特別加入の場合と異なり、役員報酬をカットしなくても休業補償+休業共済金を受け取ることができました。特別加入の場合を異なり、役員報酬をカットしなくても休業補償+休業共済金を受け取ることができ、しかも全額非課税です。補償の内容とともに、労働保険料・共済掛金は、全額経費として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
飲食業を営む代表者様の労災事例です。	オープン前の掃除中、2階からの階段を踏み外し転倒。左手小指を骨折。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒27,375円 ◎医療費⇒労災から全額補償 ◎休業給付金⇒労災から800,000円を受給 (休業40日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%) <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒4,288円 ◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒200,000円を受け取り(給付基礎日額の20%) 	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が27,375円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として800,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も4,288円とわずかな金額で休業共済金20,000円を受け取ることができました。</p> <p>特別加入の場合と異なり、役員報酬をカットしなくても休業補償+休業共済金を受け取ることができ、しかも全額非課税です。補償の内容とともに、労働保険料・共済掛金は、全額経費として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
ビルメンテナンス業を営む代表者様の労災事例です。	駐車場のスロープを水洗い清掃中、誤ってホースを踏んだ際にバランスを崩し転倒。右手をついた際に右手首を骨折してしまったもの。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒50,187円 ◎医療費⇒労災から全額補償 ◎休業給付金⇒労災から1,000,000円を受給 (休業50日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%) <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒4,288円 ◎みらいふ労災共済から休業共済金 ⇒250,000円を受け取り(給付基礎日額の20%) 	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が50,187円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として1,000,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も4,288円とわずかな金額で休業共済金250,000円を受け取ることができました。</p> <p>特別加入の場合、労働と異なり役員報酬をカットしなくても休業補償+休業共済金を受けとることができ、しかも全額非課税です。補償の内容とともに、労働保険料・共済掛金は、全額経費として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>